

令和8年6月

春日部市議会定例会議案

議 案 目 録

令和8年6月春日部市議会定例会

議案第48号	専決処分の承認を求めるについて (春日部市税条例等の一部改正)	5
議案第49号	専決処分の承認を求めるについて (春日部市都市計画税条例の一部改正)	29
議案第50号	専決処分の承認を求めるについて (春日部市国民健康保険税条例等の一部改正)	35
議案第51号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理 に関する条例の制定について	42
議案第52号	春日部市印鑑条例の一部改正について	46
議案第53号	春日部市税条例の一部改正について	49
議案第54号	春日部市介護保険条例の一部改正について	58
議案第55号	春日部市企業誘致条例の一部改正について	61
議案第56号	春日部市下水道条例の一部改正について	63
議案第57号	春日部市水道事業給水条例の一部改正について	66
議案第58号	春日部市病院事業企業職員定数条例の一部改正について	72
議案第59号	豊野中学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結について	74
議案第60号	春日部中学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結について	75
議案第61号	豊春中学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結について	76
議案第62号	春日部中学校体育館外壁等耐震対策工事請負契約の締結について	77
議案第63号	飯沼中学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結について	78
議案第64号	財産の取得について (春日部市春日部消防署武里分署災害対応特殊消防ポンプ自動車 CD-I型)	79
議案第65号	財産の取得について (春日部市春日部消防署東分署災害対応特殊救急自動車及び 高度救命処置用資機材)	80
議案第66号	令和8年度春日部市一般会計補正予算(第1号)について	81
議案第67号	令和8年度春日部市水道事業会計補正予算(第1号)について	82

議案第48号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法第179条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和8年5月28日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

専決第 5 号

専 決 処 分 書

春日部市税条例等の一部を改正する条例について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

春日部市長 岩 谷 一 弘

春日部市税条例等の一部を改正する条例

(春日部市税条例の一部改正)

第1条 春日部市税条例（平成17年条例第75号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項の表示及びそれに対応する改正後の欄の項の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の項を当該改正後の欄の項とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の条又は項に対応する改正後の欄の条又は項が存在しない場合にあつては、当該改正前の欄の条又は項を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の項に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の項を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、<u>第67条</u>、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>種別割</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、<u>第67条</u>、<u>第81条の5第1項</u>、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号に</p>

<p>日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p>	<p>（<u>第98条第1項</u>若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>（<u>第98条第1項</u>若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>（所得割の課税標準）</p>
<p>第33条</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（<u>次項及び第34条の9において「特定配当等」という。</u>）（<u>同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。</u>）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>（軽自動車税の納税義務者等）</p>	<p>（<u>第81条の5第1項の申告書、第98条第1項</u>若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>（<u>第81条の5第1項の申告書、第98条第1項</u>若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>（所得割の課税標準）</p>
<p>第33条</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（<u>次項及び第34条の9において「特定配当等」という。</u>）（<u>同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。</u>）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>（軽自動車税の納税義務者等）</p>	<p>第33条</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（<u>以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定配当等」という。</u>）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>（軽自動車税の納税義務者等）</p>
<p>第80条 <u>軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。</u></p> <p>2 <u>軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。</u>ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、<u>この限りでない。</u></p> <p>（軽自動車税のみならず課税）</p>	<p>第80条 <u>軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</u></p> <p>2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</p> <p>3 <u>軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。</u>ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、<u>これを課さない。</u></p> <p>（軽自動車税のみならず課税）</p>
<p>第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合に</p>	<p>第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合に</p>

は、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

は、軽自動車税の賦課徴収については、買主を第80条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（環境性能割の課税標準）

第81条の2 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第81条の3 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

（1）法第451条第1項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1

（2）法第451条第2項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2

（3）法第451条第3項の規定の適用を受ける

もの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の4 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の5 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の6 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の7 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(三輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の税率)

(軽自動車税の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第83条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(種別割の賦課期日及び納期)

第83条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。

(軽自動車税の徴収の方法)

第85条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第87条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第88条 (略)

(軽自動車税の減免)

第89条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免する。

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(種別割の徴収の方法)

第85条 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。

(種別割に関する申告又は報告)

第87条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第88条 (略)

(種別割の減免)

第89条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等に対しては、種別割を減免する。

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免する。

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

4 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等に対しては、種別割を減免する。

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

4 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条

2 法第445条若しくは第80条の2又は第80条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第80条の2又は第80条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

附 則

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条

2 法第445条若しくは第80条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第80条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

附 則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条において「居住年」という。))が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第34条の3及び第

34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。

3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則**第7条の3**第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則**第7条の3**第1項」とする。

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第8条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則**第7条の3の2**第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則**第7条の3の2**第1項」とする。

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市

<p>民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p>	<p>民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p>
<p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p>	<p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p>
<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>
<p>第10条の2</p>	<p>第10条の2</p>
<p>3 法附則第15条第13項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第13項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。</p>	<p>3 法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。</p>
<p>4 法附則第15条第20項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>4 法附則第15条第21項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>5 法附則第15条第21項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>5 法附則第15条第22項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>6 法附則第15条第21項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>6 法附則第15条第22項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>7 法附則第15条第21項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>7 法附則第15条第22項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>8 法附則第15条第22項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>8 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>9 法附則第15条第22項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>9 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>10 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備</p>	<p>10 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備</p>

25 (略)

26 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第17項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

9

(4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれかに該当するかの別

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

10

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

12

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満

28 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

9

(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれかに該当するかの別

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

10

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

12

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満

たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

16 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

16 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の4 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車^が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の6の規定により読み替えられた第81条の5第1項の納期限（納期限の延長があつ

たときは、その延長された納期限) 後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の5 市長は、当分の間、第81条の7の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の6 第81条の5の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の7 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の8 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の3の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1

第3号	100分の3	100分の2
-----	--------	--------

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）（i）中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の3（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）（i）中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第16条の3

3

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則

を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)(i)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第16条の3

3

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の

第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4
3

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条
3

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4
3

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条
3

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から**令和11年度**までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

2 前項の規定は、昭和63年度から**令和11年度**までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条

5

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項**及び附則第7条の3第1項**の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民

の所得割の額の合計額」とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から**令和8年度**までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

2 前項の規定は、昭和63年度から**令和8年度**までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条

5

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、**附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項**の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第

税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条
2

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条
2

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20

18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条
2

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条
2

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項

条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2

2

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

5

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3

2

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び附則

後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2

2

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

5

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3

2

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条

第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

5

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

5

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(春日部市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 春日部市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第16号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
附 則 (軽自動車税に関する経過措置)	附 則 (軽自動車税に関する経過措置)
第4条	第4条
第5条	第5条
第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送	第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送

<p>車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る春日部市税条例第82条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る春日部市税条例第82条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
---	---

(春日部市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 春日部市税条例の一部を改正する条例（令和7年条例第30号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を春日部市公告式条例（平成17年条例第3号）第2条第2項ただし書に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</p>	<p>(公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を春日部市公告式条例（平成17年条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の春日部市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和

25年法律第226号。次項において「旧法」という。) 附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 第1条及び第2条の規定による改正後の春日部市税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第49号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法第179条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和8年5月28日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

専決第 6 号

専 決 処 分 書

春日部市都市計画税条例の一部を改正する条例について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

春日部市長 岩 谷 一 弘

春日部市都市計画税条例の一部を改正する条例

春日部市都市計画税条例（平成17年条例第77号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項（以下「改正前の項」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の項を当該改正後の項とする。
- (2) 次の表中、改正後の項に対応する改正前の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の項を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
附 則	附 則
（法附則第15条第13項の条例で定める割合）	（法附則第15条第14項の条例で定める割合）
5 法附則第15条第13項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第13項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。	5 法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。
（法附則第15条第31項の条例で定める割合）	（法附則第15条第32項の条例で定める割合）
6 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	6 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
（法附則第15条第35項の条例で定める割合）	（法附則第15条第36項の条例で定める割合）
7 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	7 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
（法附則第15条第36項の条例で定める割合）	（法附則第15条第37項の条例で定める割合）
8 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	8 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
（法附則第15条第40項の条例で定める割合）	（法附則第15条第41項の条例で定める割合）
9 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	9 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）	（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）
10 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。	10 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
（改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）	（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）
11 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする	10 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする

<p>る者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条の2第1項</u>に規定する<u>補助に係る補助金確定通知書</u>の写し及び<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨</u>を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(3) 家屋が<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）</u>のいずれに該当するかの別</p> <p>(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>	<p>する者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項</u>に規定する<u>通知書</u>の写し及び<u>主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨</u>を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(3) 家屋が<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂</u>のいずれに該当するかの別</p> <p>(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>
<p>12 (略)</p>	<p>11 (略)</p>
<p>13 (略)</p>	<p>12 (略)</p>
<p>14 附則<u>第12項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則<u>第12項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>13 附則<u>第11項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則<u>第11項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>
<p>15 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則<u>第12項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条</p>	<p>14 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則<u>第11項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条</p>

の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

16 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則**第12項**の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）

17 （略）

（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）

18 （略）

19 （略）

20 （略）

（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）

21 （略）

22 附則**第12項**及び**第14項**の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則**第12項**及び**第15項**の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則**第13項**、**第15項**及び**第16項**の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則**第15項**から**第17項**までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則**第17項**の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則**第18項**から**第20項**までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則**第19項**の「前年度分の都市計画税の課税標準額」と

の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

15 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則**第11項**の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）

16 （略）

（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）

17 （略）

18 （略）

19 （略）

（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）

20 （略）

21 附則**第11項**及び**第13項**の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則**第11項**及び**第14項**の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則**第12項**、**第14項**及び**第15項**の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則**第14項**から**第16項**までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則**第16項**の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則**第17項**から**第19項**までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則**第18項**の「前年度分の都市計画税の課税標準額」と

<p>は法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</p> <p><u>23</u> 法附則第15条第1項、<u>第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p><u>24</u> (略)</p>	<p>は法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</p> <p><u>22</u> 法附則第15条第1項、<u>第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p><u>23</u> (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 次項に定めるものを除き、改正後の春日部市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議案第50号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法第179条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和8年5月28日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

専決第 7 号

専 決 処 分 書

春日部市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

春日部市長 岩 谷 一 弘

春日部市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(春日部市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 春日部市国民健康保険税条例（平成17年条例第120号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の項又は号（以下「改正後の項又は号」という。）に対応する改正前の欄の項又は号が存在しない場合にあつては、当該改正後の項又は号を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条</p> <p>(1)</p> <p>エ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,050円</p> <p>オ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 70円</p> <p>(2) 世帯主、当該年度の賦課期日（賦課期日後に国民健康保険税の納付義務が発生した場合にはその発生した日。次号において同じ。）現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき31万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条</p> <p>(1)</p> <p>(2) 世帯主、当該年度の賦課期日（賦課期日後に国民健康保険税の納付義務が発生した場合にはその発生した日。次号において同じ。）現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除</p>

く。)

エ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る
被保険者均等割額 被保険者（第2条第2
項に規定する世帯主を除く。）

1人について 750円

オ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る
18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保
険者（第2条第2項に規定する世帯主を除
く。）

1人について 50円

(3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在におい
てその世帯に属する国民健康保険の被保険者
及び特定同一世帯所属者につき算定した法第
703条の5第1項に規定する総所得金額及び
山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者
並びにその世帯に属する国民健康保険の被保
険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得
者等の数が2以上の場合にあっては、43万円
に当該給与所得者等の数から1を減じた数に
10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に
被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき
57万円を加算した金額を超えない世帯に係る
納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

エ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る
被保険者均等割額 被保険者（第2条第2
項に規定する世帯主を除く。）

1人について 300円

オ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る
18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保
険者（第2条第2項に規定する世帯主を除
く。）

1人について 20円

2

(3) 子ども・子育て支援納付金課税額の被保
険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応
じ、それぞれ未就学児1人について次に定め
る額

ア 前項第1号エに規定する金額を減額した
世帯

1人について 225円

イ 前項第2号エに規定する金額を減額した
世帯

1人について 375円

ウ 前項第3号エに規定する金額を減額した
世帯

2

(3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在におい
てその世帯に属する国民健康保険の被保険者
及び特定同一世帯所属者につき算定した法第
703条の5第1項に規定する総所得金額及び
山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者
並びにその世帯に属する国民健康保険の被保
険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得
者等の数が2以上の場合にあっては、43万円
に当該給与所得者等の数から1を減じた数に
10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に
被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき
56万円を加算した金額を超えない世帯に係る
納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

1人について 600円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

1人について 750円

3 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の6に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した18歳以上被保険

3 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附 則

（病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例）

7 高齢者の医療の確保に関する法律附則第2条に規定する政令で定める日までの間、第3条第1項第1号中「後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び」とあるのは「後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び同法の規定による病床転換支援金等（次号において「病床転換支援金等」という。）並びに」と、同項第2号中「後期高齢者支援金等の」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の」とする。

附 則

（病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例）

7 令和8年3月31日までの間、第3条第1項第1号中「後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び」とあるのは「後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び同法の規定による病床転換支援金等（次号において「病床転換支援金等」という。）並びに」と、同項第2号中「後期高齢者支援金等の」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の」とする。

（春日部市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 春日部市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和8年条例第17号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（課税額） 第3条 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）	（課税額） 第3条 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）

及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合には、3万円とする。

（国民健康保険税の減額）

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からエ及びオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額とする。

及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

（国民健康保険税の減額）

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の春日部市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 5 1 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙記載のとおり制定する。

令和 8 年 5 月 2 8 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、関係条例を一括して改正するため、条例を制定したく提案いたします。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

目次

- 第1章 総務（第1条）
- 第2章 厚生福祉（第2条）
- 第3章 建設（第3条・第4条）
- 附則

第1章 総務

（春日部市監査委員に関する条例の一部改正）

第1条 春日部市監査委員に関する条例（平成17年条例第10号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>（請求又は要求による監査）</p> <p>第6条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項、<u>第243条の2の9</u>第3項（地公企法第34条において準用する場合を含む。）並びに地公企法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があったときは、監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>2 法第75条第3項の規定による監査の結果に関する報告の送付、公表及び提出、法第98条第2項の規定による監査の結果に関する報告、法第199条第9項の規定による監査の結果に関する報告の提出及び公表（市長の要求に係る監査に関するものに限る。）、法第235条の2第3項並びに地公企法第27条の2第2項の規定による監査の結果に関する報告の提出（市長又は管理者の要求に係る監査に関するものに限る。）並びに法<u>第243条の2の9</u>第3項（地公企法第34条において準用する場合を含む。）の賠償責任の有無及び賠償額の決定は、請求又は要求のあった日から30日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>	<p>（請求又は要求による監査）</p> <p>第6条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項、<u>第243条の2の8</u>第3項（地公企法第34条において準用する場合を含む。）並びに地公企法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があったときは、監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>2 法第75条第3項の規定による監査の結果に関する報告の送付、公表及び提出、法第98条第2項の規定による監査の結果に関する報告、法第199条第9項の規定による監査の結果に関する報告の提出及び公表（市長の要求に係る監査に関するものに限る。）、法第235条の2第3項並びに地公企法第27条の2第2項の規定による監査の結果に関する報告の提出（市長又は管理者の要求に係る監査に関するものに限る。）並びに法<u>第243条の2の8</u>第3項（地公企法第34条において準用する場合を含む。）の賠償責任の有無及び賠償額の決定は、請求又は要求のあった日から30日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>

第2章 厚生福祉

(春日部市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 春日部市病院事業の設置等に関する条例（平成17年条例第203号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の9</u> 第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8</u> 第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。

第3章 建設

(春日部市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 春日部市下水道事業の設置等に関する条例（平成24年条例第38号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の9</u> 第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8</u> 第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(春日部市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 春日部市水道事業の設置等に関する条例（平成17年条例第199号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法

(昭和22年法律第67号) **第243条の2の9**第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合とは、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(昭和22年法律第67号) **第243条の2の8**第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合とは、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

議案第 5 2 号

春日部市印鑑条例の一部改正について

春日部市印鑑条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 8 年 5 月 2 8 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

出入国管理及び難民認定法等の一部改正等に伴い、印鑑登録証明の申請及び交付の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市印鑑条例の一部を改正する条例

春日部市印鑑条例（平成17年条例第22号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(印鑑登録証明の申請及び交付)</p> <p>第11条 登録者又はその代理人(個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下この条において同じ。)、特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下この条において同じ。))又は特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項の規定による特定特別永住者証明書をいう。以下この条において同じ。))を添えて申請する場合は、登録者に限る。)は、前条の規定による証明を受けようとするときは、<u>印鑑登録証、個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書(以下「印鑑登録証等」という。))</u>を添えて書面で市長に申請しなければならない。ただし、<u>登録者</u>が春日部市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成18年条例第45号。第13条第2項において「情報通信技術利用条例」という。))第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合は、<u>印鑑登録証等</u>の添付を要しないものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機(本市の電子計算機と通信回線により接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、住民票の写し等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)により前条の規定による証明を受けようとするときは、<u>個人番号カード、特定在留カード、特定特別永住者証明書(これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定す</u></p>	<p>(印鑑登録証明の申請及び交付)</p> <p>第11条 登録者又はその代理人は、前条の規定による証明を受けようとするときは、<u>印鑑登録証</u>を添えて書面で市長に申請しなければならない。ただし、<u>登録者又はその代理人</u>が春日部市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成18年条例第45号。第13条第2項において「情報通信技術利用条例」という。))第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合は、<u>印鑑登録証</u>の添付を要しないものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機(本市の電子計算機と通信回線により接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、住民票の写し等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)により前条の規定による証明を受けようとするときは、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証</u></p>

<p>る個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号に規定する移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)により、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p> <p>(印鑑登録証明の拒否)</p> <p>第12条</p> <p>(1) <u>印鑑登録証等</u>の提示がないとき。 (印鑑登録の廃止の申請)</p> <p>第13条</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>登録者</u>が情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合は、<u>印鑑登録証等</u>の添付を要しないものとする。ただし、当該申請を行った者は、速やかに印鑑登録証を市長に返還しなければならない。</p> <p>(代理人)</p> <p>第18条 この条例に規定する申請又は届出を代理人により行う場合には、当該代理人が登録申請者又は登録者から委任されている旨を証する書面を添えて行わなければならない。ただし、第8条第1項及び第11条第1項に規定する場合にあっては、この限りでない。</p>	<p>業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号に規定する移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)により、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p> <p>(印鑑登録証明の拒否)</p> <p>第12条</p> <p>(1) <u>印鑑登録証</u>の提示がないとき。 (印鑑登録の廃止の申請)</p> <p>第13条</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>登録者又はその代理人</u>が情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合は、<u>印鑑登録証</u>の添付を要しないものとする。ただし、当該申請を行った者は、速やかに印鑑登録証を市長に返還しなければならない。</p> <p>(代理人)</p> <p>第18条 この条例に規定する申請又は届出を代理人により行う場合には、当該代理人が登録申請者又は登録者から委任されている旨を証する書面を添えて行わなければならない。ただし、第8条第1項並びに第11条第1項及び第2項に規定する場合にあっては、この限りでない。</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第53号

春日部市税条例の一部改正について

春日部市税条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和8年5月28日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、寄附金税額控除の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市税条例の一部を改正する条例

春日部市税条例（平成17年条例第75号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項の表示及びそれに対応する改正後の欄の項の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の項を当該改正後の欄の項とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の号に対応する改正後の欄の号が存在しない場合にあつては、当該改正前の欄の号を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の項に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の項を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6 第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6 第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養</p>

控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2

（2） 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。）（合計所得金額が133万円以下であるものに限る。）の氏名

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の3の3 次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的

控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2

（2） 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しな

年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）

ればならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 特定配偶者の氏名

を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。

4 (略)

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合に

行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあっては30万円、償却資産にあっては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

は、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあっては30万円、家屋にあっては20万円、償却資産にあっては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6 **第3項又は第4項**の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第9条

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2 **第4項(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)**に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2 **第6項**に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6 **第2項**の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第9条

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2 **第4項**に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2 **第5項**に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税

の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2 **第12項**の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2 **第10項**の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2及び第36条の3の3の改正規定並びに附則第6条及び附則第7条の3第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日

(2) 第63条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日

(3) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4、附則第9条の2及び附則第17条の2の改正規定 令和10年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の春日部市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の春日部市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第7条の3第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

3 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第54号

春日部市介護保険条例の一部改正について

春日部市介護保険条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和8年5月28日提出

春日部市長 岩谷 一 弘

提案理由

介護保険料の算定方法の見直しに伴う影響を緩和するため、令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減額の特例の規定を改正したく提案いたします。

春日部市介護保険条例の一部を改正する条例

春日部市介護保険条例（平成18年条例第27号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の条（以下「改正後の条」という。）に対応する改正前の欄の条が存在しない場合にあつては、当該改正後の条を加える。

改正後	改正前
<p>附 則 （令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減額の特例）</p> <p>第11条 第18条第1項各号の規定にかかわらず、第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及びすべての世帯員のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で令附則第25条及び前条の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなるもの（以下この項において「みなし課税者」という。）がいる場合であつて、そのみなされることにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（第12条第1項各号に掲げる区分をいう。以下この項において同じ。）が、当該みなし課税者に令附則第25条及び前条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「令附則第25条等非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減額する。</p> <p>2 前項の規定による減額後の令和8年度分の保険料の額は、令附則第25条等非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。</p> <p>3 第1項の規定による保険料の減額については、保険料の納付義務者の申請を要しない。</p>	<p>附 則</p>

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第11条の規定は、令和8年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の附則第11条の規定は、令和8年度分の保険料について適用し、令和7年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 5 5 号

春日部市企業誘致条例の一部改正について

春日部市企業誘致条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 8 年 5 月 2 8 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

都市計画法第 3 4 条第 1 2 号の規定による春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例第 5 0 条第 1 項第 1 号の区域指定の一部廃止に伴い、奨励措置の適正な運用を図るため、令和 6 年春日部市告示第 1 9 9 号における区域指定の廃止に係る特例の規定を改正したく提案いたします。

春日部市企業誘致条例の一部を改正する条例

春日部市企業誘致条例（平成17年条例第125号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の項を加える。

改正後	改正前
<p data-bbox="220 504 309 533">附 則</p> <p data-bbox="172 546 796 618">（令和6年春日部市告示第199号における区域指定の廃止に係る特例）</p> <p data-bbox="134 631 796 969">3 第5条の規定にかかわらず、令和6年春日部市告示第199号に示された区域指定の廃止年月日である令和8年4月1日をもって適用地域の対象外となった地域において、同日の前日までに都市計画法第29条の規定による開発行為の許可の申請がされたものに係る奨励金の手続については、令和13年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p>	<p data-bbox="884 504 973 533">附 則</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第3項の規定は、令和8年4月1日から適用する。

議案第56号

春日部市下水道条例の一部改正について

春日部市下水道条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和8年5月28日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

下水道使用料の見直しに伴い、使用料の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市下水道条例の一部を改正する条例

春日部市下水道条例（平成17年条例第156号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
(使用料) 第28条 2 使用料は、使用者が公共下水道に排除した汚水量に応じ、別表に定める基本料金及び 従量料金 の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 (使用料の算定) 第29条 2 2か月の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開した 場合は 、使用日数が30日以内のときは、基本料金の2分の1とし、 30日 を超えるときは、2か月とみなす。				(使用料) 第28条 2 使用料は、使用者が公共下水道に排除した汚水量に応じ、別表に定める基本料金及び 超過料金 の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 (使用料の算定) 第29条 2 2か月の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開した 場合は、排除汚水量が基本水量の2分の1以下で 、使用日数が30日以内のときは、基本料金の2分の1とし、 排除汚水量が基本水量の2分の1 を超えるときは、2か月とみなす。			
別表（第28条関係）				別表（第28条関係）			
使用料金算定表（2か月につき）				使用料金算定表（2か月につき）			
料率	基本料金 (排除汚水量の有無によらず)	従量料金（1m ³ につき）		料率	基本料金	超過料金（1m ³ につき）	
		排除汚水量	金額			排除汚水量	金額
区分				区分			
一般汚水	1,380円	1m ³ を超え10m ³ まで	40円	一般汚水	10m ³ まで	960円	
		10m ³ を超え30m ³ まで	155円				10m ³ を超え30m ³ まで
		30m ³ を超え40m ³ まで	169円				30m ³ を超え40m ³ まで
		40m ³ を超え50m ³ まで	182円				40m ³ を超え50m ³ まで
		50m ³ を超え70m ³ まで	208円				50m ³ を超え70m ³ まで
							108円
							120円
							132円
							156円

		で		で	
		70 m ³ を超	<u>234円</u>	70 m ³ を超	<u>180円</u>
		え100 m ³ ま		え100 m ³ ま	
		で		で	
		100 m ³ を超	<u>267円</u>	100 m ³ を超	<u>204円</u>
		え300 m ³ ま		え300 m ³ ま	
		で		で	
		300 m ³ を超	303円	300 m ³ を超	228円
		えるもの		え1,000 m ³	
				まで	
				1,000 m ³ を	264円
				超えるもの	
公衆浴場	1 m ³ につき	<u>95円</u>		公衆浴場	1 m ³ につき
汚水				汚水	<u>65円</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、令和8年12月1日以後に算定する使用料について適用し、同日前に算定した使用料については、なお従前の例による。

(令和8年12月1日から令和10年5月31日までに算定する使用料の特例)

- 3 前項の規定にかかわらず、令和8年12月1日から令和10年5月31日までに算定する使用料の額は、次の表に定める基本料金及び従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

区分	料率	基本料金 (排除汚水量の有無によ らず)	従量料金 (1 m ³ につき)	
			排除汚水量	金額
一般汚水		1,200円	1 m ³ を超え10 m ³ まで	20円
			10 m ³ を超え30 m ³ まで	134円
			30 m ³ を超え40 m ³ まで	147円
			40 m ³ を超え50 m ³ まで	160円
			50 m ³ を超え70 m ³ まで	185円
			70 m ³ を超え100 m ³ まで	210円
			100 m ³ を超え300 m ³ まで	237円
			300 m ³ を超えるもの	270円
公衆浴場汚水		1 m ³ につき	82円	

議案第57号

春日部市水道事業給水条例の一部改正について

春日部市水道事業給水条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和8年5月28日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

水道料金の見直しに伴い、料金の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市水道事業給水条例の一部を改正する条例

春日部市水道事業給水条例（平成17年条例第202号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前																															
<p>(料金)</p> <p>第26条 料金は、別表に定める基本料金及び<u>従量料金</u>の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(特別な場合における料金の算定)</p> <p>第29条</p> <p>(1) <u>使用日数</u>が30日以内のときは、基本料金の5割に相当する額とする。</p> <p>(2) <u>使用日数が30日</u>を超えるときは、2か月として算定した金額とする。</p> <p>別表（第26条関係）</p> <p>(1) 専用給水装置</p>		<p>(料金)</p> <p>第26条 料金は、別表に定める基本料金及び<u>超過料金</u>の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(特別な場合における料金の算定)</p> <p>第29条</p> <p>(1) <u>使用水量が基本水量の2分の1以下で、かつ、使用日数</u>が30日以内のときは、基本料金の5割に相当する額とする。</p> <p>(2) <u>使用水量が基本水量の2分の1</u>を超えるときは、2か月として算定した金額とする。</p> <p>別表（第26条関係）</p> <p>(1) 専用給水装置</p>																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種別</th> <th colspan="2">料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">用途</td> <td>メータの口径</td> <td>基本料金（2か月につき） (使用水量の有無によらず)</td> <td><u>従量料金</u>（1立方メートルにつき）</td> </tr> <tr> <td>一般用</td> <td><u>2,820円</u></td> <td><u>1立方メートルを超え16立方メートルまで</u> <u>40円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>20ミリメートル</td> <td><u>2,820円</u></td> <td><u>16立方メートルを超え30立方</u> <u>182円</u></td> </tr> </tbody> </table>		種別		料率		用途	メータの口径	基本料金（2か月につき） (使用水量の有無によらず)	<u>従量料金</u> （1立方メートルにつき）	一般用	<u>2,820円</u>	<u>1立方メートルを超え16立方メートルまで</u> <u>40円</u>		20ミリメートル	<u>2,820円</u>	<u>16立方メートルを超え30立方</u> <u>182円</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種別</th> <th colspan="2">料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">用途</td> <td>メータの口径</td> <td>基本料金（2か月につき） 水量</td> <td><u>超過料金</u>（1立方メートルにつき） 料金</td> </tr> <tr> <td>一般用</td> <td>13ミリメートル</td> <td><u>1,700円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>20ミリメートル</td> <td><u>1,700円</u></td> <td><u>16立方メートルを超え30立方</u> <u>120円</u></td> </tr> </tbody> </table>		種別		料率		用途	メータの口径	基本料金（2か月につき） 水量	<u>超過料金</u> （1立方メートルにつき） 料金	一般用	13ミリメートル	<u>1,700円</u>		20ミリメートル	<u>1,700円</u>	<u>16立方メートルを超え30立方</u> <u>120円</u>
種別		料率																															
用途	メータの口径	基本料金（2か月につき） (使用水量の有無によらず)	<u>従量料金</u> （1立方メートルにつき）																														
	一般用	<u>2,820円</u>	<u>1立方メートルを超え16立方メートルまで</u> <u>40円</u>																														
	20ミリメートル	<u>2,820円</u>	<u>16立方メートルを超え30立方</u> <u>182円</u>																														
種別		料率																															
用途	メータの口径	基本料金（2か月につき） 水量	<u>超過料金</u> （1立方メートルにつき） 料金																														
	一般用	13ミリメートル	<u>1,700円</u>																														
	20ミリメートル	<u>1,700円</u>	<u>16立方メートルを超え30立方</u> <u>120円</u>																														

		方メ 一ト ルま で	
25 ミリ メー ト ル	<u>4,640円</u>	30 立 方メ 一ト ルを 超え	<u>232円</u>
30 ミリ メー ト ル	<u>6,640円</u>	50 立 方メ 一ト ルを 超え	<u>266円</u>
40 ミリ メー ト ル	<u>9,120円</u>	70 立 方メ 一ト ルを 超え	<u>302円</u>
50 ミリ メー ト ル	<u>18,220円</u>	100 立 方メ 一ト ルを 超え	<u>370円</u>
		200 立 方メ 一ト ルま で	

		方メ 一ト ルま で	
25 ミリ メー ト ル	<u>2,800円</u>	30 立 方メ 一ト ルを 超え	<u>150円</u>
30 ミリ メー ト ル	<u>4,000円</u>	50 立 方メ 一ト ルを 超え	<u>160円</u>
40 ミリ メー ト ル	<u>5,500円</u>	70 立 方メ 一ト ルを 超え	<u>180円</u>
50 ミリ メー ト ル	<u>11,000円</u>	100 立 方メ 一ト ルを 超え	<u>220円</u>
		200 立 方メ 一ト ルま で	

75ミリメートル	<u>26,500円</u>	200立方メートルを超えるもの	<u>436円</u>
100ミリメートル	<u>57,960円</u>		
150ミリメートル	<u>149,040円</u>		
200ミリメートル以上	管理者が定める額		
臨時用	<u>4,800円</u>	1立方メートルを超えるもの	<u>436円</u>

75ミリメートル	<u>16,000円</u>	200立方メートルを超える	
100ミリメートル	<u>35,000円</u>	300立方メートルまで	<u>270円</u>
150ミリメートル	<u>90,000円</u>	300立方メートルを超えるもの	<u>330円</u>
200ミリメートル以上	管理者が定める額		
臨時用	<u>5,000円</u>	16立方メートル	<u>330円</u>

(2) 共用給水装置

使用区分	基本料金（2か月につき） （使用水量の有無によらず）	従量料金（1立方メートルにつき）
共用	一世帯 <u>2,820円</u> につき	1立方メートルを超え 16立方メートルまで 40円 16立方メートルを超え 30立方メートルまで <u>182円</u>

(2) 共用給水装置

使用区分	基本料金（2か月につき）	超過料金（1立方メートルにつき）
共用	一世帯 <u>1,700円</u> につき 使用水量 16立方メートル	16立方メートルを超え 30立方メートルまで <u>120円</u>

30立方メートルを超え	
50立方メートルまで	<u>232円</u>
50立方メートルを超え	
70立方メートルまで	<u>266円</u>
70立方メートルを超え	
100立方メートルまで	<u>302円</u>
100立方メートルを超え	
200立方メートルまで	<u>370円</u>
200立方メートルを超えるもの	<u>436円</u>

30立方メートルを超え	
50立方メートルまで	<u>150円</u>
50立方メートルを超え	
70立方メートルまで	<u>160円</u>
70立方メートルを超え	
100立方メートルまで	<u>180円</u>
100立方メートルを超え	
200立方メートルまで	<u>220円</u>
200立方メートルを超えるもの	<u>270円</u>
300立方メートルまで	<u>330円</u>
300立方メートルを超えるもの	

(3) 私設消火栓

使用区分	料金	
消火栓	1立方メートル	<u>216円</u>
	ル	

(3) 私設消火栓

使用区分	料金	
消火栓	1立方メートル	<u>140円</u>
	ル	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、令和8年12月1日以後に算定する料金について適用し、同日前に算定した料金については、なお従前の例による。

(令和8年12月1日から令和10年5月31日までに算定する料金の特例)

- 3 前項の規定にかかわらず、令和8年12月1日から令和10年5月31日までに算定する料金の額は、次の表に定める基本料金及び従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるもの

とする。

(1) 専用給水装置

種別		料率	
用途	メーターの口径	基本料金 (2か月につき) (使用水量の有無によ らず)	従量料金 (1立方メートルにつき)
一般用	13ミリメートル	2,360円	1立方メートルを超え
	20ミリメートル	2,360円	16立方メートルまで 20円
	25ミリメートル	3,880円	16立方メートルを超え
	30ミリメートル	5,520円	30立方メートルまで 156円
	40ミリメートル	7,600円	30立方メートルを超え
	50ミリメートル	15,180円	50立方メートルまで 202円
	75ミリメートル	22,080円	50立方メートルを超え
	100ミリメートル	48,300円	70立方メートルまで 230円
	150ミリメートル	124,200円	70立方メートルを超え
	200ミリメートル以上	管理者が定める額	100立方メートルまで 262円 100立方メートルを超え 200立方メートルまで 324円 200立方メートルを超えるもの 384円
臨時用		3,520円	1立方メートルを超えるもの 384円

(2) 共用給水装置

使用区分	基本料金 (2か月につき) (使用水量の有無によらず)	従量料金 (1立方メートルにつき)
共用	一世帯につき 2,360円	1立方メートルを超え
		16立方メートルまで 20円
		16立方メートルを超え
		30立方メートルまで 156円
		30立方メートルを超え
		50立方メートルまで 202円
		50立方メートルを超え
		70立方メートルまで 230円
		70立方メートルを超え
		100立方メートルまで 262円
100立方メートルを超え		
200立方メートルまで 324円		
200立方メートルを超えるもの 384円		

(3) 私設消火栓

使用区分	料金	
消火栓	1立方メートル	195円

議案第58号

春日部市病院事業企業職員定数条例の一部改正について

春日部市病院事業企業職員定数条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和8年5月28日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

病院事業企業職員の定数の見直しに伴い、定数の規定を改正したく提案いたします。

春日部市病院事業企業職員定数条例の一部を改正する条例

春日部市病院事業企業職員定数条例（平成25年条例第8号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(定数) 第2条 職員の定数は、 <u>651人</u> とする。	(定数) 第2条 職員の定数は、 <u>604人</u> とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第59号

豊野中学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 名 豊野中学校校舎トイレ改修工事
- 2 契約の方法 地方自治法施行令第167条の5の2（制限付一般競争入札）
- 3 契約金額 338,800,000円
- 4 契約の相手方 正和・コダマ特定建設工事共同企業体
代表者
春日部市豊野町二丁目32番地19
正和工業株式会社
代表取締役 横 田 生 樹
- 5 工 期 契約の日から令和9年2月26日まで

令和8年5月28日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

豊野中学校校舎トイレ改修工事の請負契約を締結したいので、春日部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案いたします。

議案第60号

春日部中学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 名 春日部中学校校舎トイレ改修工事
- 2 契 約 の 方 法 地方自治法施行令第167条の5の2（制限付一般競争入札）
- 3 契 約 金 額 275,968,000円
- 4 契 約 の 相 手 方 大和・ムラタ特定建設工事共同企業体
代表者
春日部市大沼六丁目14番地2
大和建设工業株式会社
代表取締役 柏 崎 静 雄
- 5 工 期 契 約 の 日 か ら 令 和 9 年 2 月 2 6 日 ま で

令和8年5月28日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

春日部中学校校舎トイレ改修工事の請負契約を締結したいので、春日部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案いたします。

議案第 6 1 号

豊春中学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 名 豊春中学校校舎トイレ改修工事
- 2 契 約 の 方 法 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 5 の 2 (制限付一般競争入札)
- 3 契 約 金 額 2 6 9 , 5 0 0 , 0 0 0 円
- 4 契 約 の 相 手 方 正和・大栄特定建設工事共同企業体
代表者
春日部市豊野町二丁目 3 2 番地 1 9
正和工業株式会社
代表取締役 横 田 生 樹
- 5 工 期 契 約 の 日 から 令 和 9 年 2 月 2 6 日 まで

令和 8 年 5 月 2 8 日 提 出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

豊春中学校校舎トイレ改修工事の請負契約を締結したいので、春日部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提案いたします。

議案第 6 2 号

春日部中学校体育館外壁等耐震対策工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 名 春日部中学校体育館外壁等耐震対策工事
- 2 契 約 の 方 法 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 5 の 2 (制限付一般競争入札)
- 3 契 約 金 額 2 3 6 , 3 4 0 , 5 0 0 円
- 4 契 約 の 相 手 方 大和・カサイ特定建設工事共同企業体
代表者
春日部市大沼六丁目 1 4 番地 2
大和建设工業株式会社
代表取締役 柏 崎 静 雄
- 5 工 期 契 約 の 日 から 令 和 9 年 3 月 1 9 日 まで

令和 8 年 5 月 2 8 日 提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

春日部中学校体育館外壁等耐震対策工事の請負契約を締結したいので、春日部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提案いたします。

議案第63号

飯沼中学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 名 飯沼中学校校舎トイレ改修工事
- 2 契約の方法 地方自治法施行令第167条の5の2（制限付一般競争入札）
- 3 契約金額 230,450,000円
- 4 契約の相手方 中央・正和特定建設工事共同企業体
代表者
春日部市中央一丁目11番地2
第二高野ビル201
中央建設協同組合 春日部営業所
所長 樽見悦男
- 5 工 期 契約の日から令和9年2月26日まで

令和8年5月28日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

飯沼中学校校舎トイレ改修工事の請負契約を締結したいので、春日部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案いたします。

議案第64号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

1 取得する財産

種 類 物 品

物品名 春日部市春日部消防署武里分署災害対応特殊消防ポンプ自動車CD
－I型

2 取得金額 62,502,000円

3 取得の方法 地方自治法施行令第167条の5の2（制限付一般競争入札）

4 契約の相手方 東京都港区芝五丁目36番7号

三田ベルジュビル19階

株式会社モリタ 東京支店

支店長 岡 本 直 彦

令和8年5月28日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

春日部市春日部消防署武里分署災害対応特殊消防ポンプ自動車CD－I型を取得するため、春日部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案いたします。

議案第65号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

1 取得する財産

種類 物品

物品名 春日部市春日部消防署東分署災害対応特殊救急自動車及び高度救命
処置用資機材

2 取得金額 38,236,000円

内訳 災害対応特殊救急自動車 23,716,000円

高度救命処置用資機材 14,520,000円

3 取得の方法 地方自治法施行令第167条の5の2（制限付一般競争入札）

4 契約の相手方 災害対応特殊救急自動車

春日部市緑町四丁目6番32号

埼玉トヨタ自動車株式会社 春日部店

店長 窪田 直樹

高度救命処置用資機材

東京都豊島区駒込一丁目14番9号

エイバン商事株式会社

代表取締役 武内 淳一

令和8年5月28日提出

春日部市長 岩谷 一弘

提案理由

春日部市春日部消防署東分署災害対応特殊救急自動車及び高度救命処置用資機材を取得するため、春日部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案いたします。

議案第 66 号

令和 8 年度春日部市一般会計補正予算（第 1 号）について

令和 8 年度春日部市一般会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 5 月 28 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 67 号

令和 8 年度春日部市水道事業会計補正予算（第 1 号）について

令和 8 年度春日部市水道事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 5 月 28 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 6 8 号

令和 8 年度春日部市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

令和 8 年度春日部市下水道事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 5 月 2 8 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘